

紹介受診重点医療機関について

令和5年(2023年)11月 熊本県菊池保健所

紹介受診重点医療機関について

○ 外来機能の明確化・連携を強化し、患者の流れの円滑化を図るため、医療資源を重点的に活用する外来の機能に着目して、以下のとおり紹介患者への外来を基本とする医療機関(紹介受診重点医療機関)を明確化する。

- ① 外来機能報告制度を創設し、医療機関が都道府県に対して外来医療の実施状況や紹介受診重点医療機関となる意向の有無等を報告し、
- ② 「地域の協議の場」において、報告を踏まえ、協議を行い、協議が整った医療機関を都道府県が公表する。

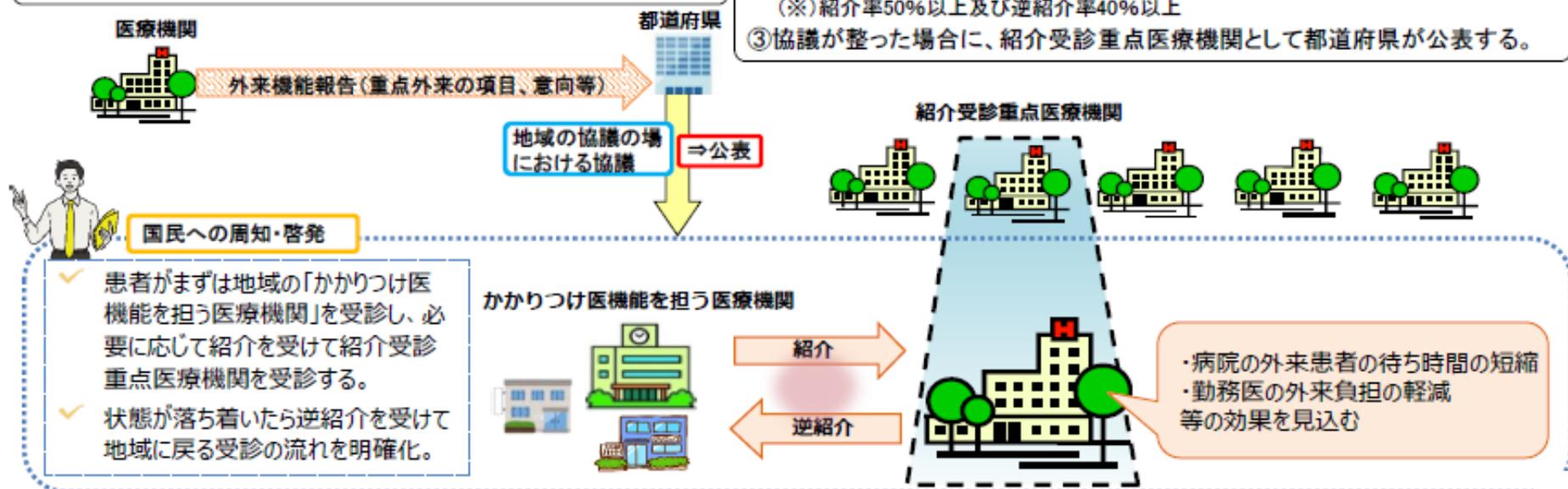
※紹介受診重点医療機関(一般病床200床以上の病院に限る。)は、紹介状がない患者等の外来受診時の定額負担の対象となる。

【外来機能報告】

- 「医療資源を重点的に活用する外来(重点外来)」等の実施状況
 - ・ 医療資源を重点的に活用する入院の前後の外来
 - ・ 高額等の医療機器・設備を必要とする外来
 - ・ 特定の領域に特化した機能を有する外来
- 紹介・逆紹介の状況
- 紹介受診重点医療機関となる意向の有無
- その他、地域の協議の場における外来機能の明確化・連携の推進のための必要な事項

【地域の協議の場】

- ① 医療資源を重点的に活用する外来に関する基準(※)を満たした医療機関については、紹介受診重点医療機関の役割を担う意向を確認し、紹介率・逆紹介率等も参考にしつつ協議を行う。
(※)初診に占める重点外来の割合40%以上 かつ
再診に占める重点外来の割合25%以上
- ② 医療資源を重点的に活用する外来に関する基準を満たさない医療機関であっても、紹介受診重点医療機関の役割を担う意向を有する医療機関については、紹介率・逆紹介率等(※)を活用して協議を行う。
(※)紹介率50%以上及び逆紹介率40%以上
- ③ 協議が整った場合に、紹介受診重点医療機関として都道府県が公表する。



外来機能報告制度を活用した紹介受診重点医療機関に係る協議の進め方

		意向あり	意向なし
紹介受診 重点外来 の基準	満たす	(Ⅰ) 紹介受診重点医療機関	(Ⅱ) 「外来医療に係る協議の場」で協議
	満たさない	(Ⅲ) 「外来医療に係る協議の場」で協議	(Ⅳ) 対象外



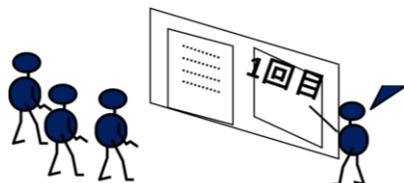
【当圏域での該当医療機関】

(Ⅰ) 該当なし **(Ⅱ) 菊池郡市医師会立病院** (Ⅲ) 該当なし (Ⅳ) 該当なし

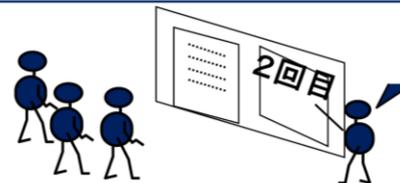


「外来医療に係る協議の場」での協議

地域性や医療機関の特性等を考慮して
協議 (1回目)



協議を再度実施 (2回目)



医療機関の意向と異なる結論
となった場合

- ※ 医療機関の意向を第一として、協議を行う。
- ※ 決定された紹介受診重点医療機関は、県ホームページで公表する。

紹介受診重点医療機関の選定(菊池郡市医師会立病院の状況)

1 外来機能報告結果

【菊池郡市医師会立病院】	外来機能報告結果	判定	(参考)基準値
紹介受診重点外来の基準の該当		該当	初診基準、再診基準のいずれも満たす
※初診基準	75.9%	該当	40%以上
※再診基準	59.1%	該当	25%以上

【紹介受診重点外来の基準】※紹介受診重点医療機関になる際の基準
（初診基準）初診の外来件数のうち、医療資源を重点的に活用する外来の件数の占める割合が40%以上
（再診基準）再診の外来件数のうち、医療資源を重点的に活用する外来の件数の占める割合が25%以上

2 紹介受診重点医療機関になる意向及びその理由

- ◆ 意向
なし
- ◆ 理由
初診に比べて、再診の患者数が多い。
また、指定を受けると、紹介状がなく来院された場合は、初診患者への門戸を狭めてしまう可能性がある。
医師会立病院としては、地域住民へ開かれた病院を目指す姿に反するため、紹介受診重点医療機関になる意向はない。